

京都市上下水道局告示第3号

次の者については、京都市指定下水道工事業者規程第10条第1項の規定による有効期間の更新を行わなかったため、同規程第31条第1項第3号の規定に基づき告示します。

平成18年4月11日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

亀岡市追分町馬場通19番地の1

南桑土木建築株式会社

取締役社長 吉田 好夫

(上下水道局下水道部管理課)